

# 議案参考資料

[令和8年第1回定例会(3月)]

[担当課(室)係(担当)]

農林振興課 林業振興担当

## 議案名

議案第13号 桐生広域林業会館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例案

## 趣旨・目的

令和8年4月1日付けで桐生広域林業会館を桐生広域森林組合に譲渡することに伴い、条例を廃止しようとするものです。

## 概要

桐生広域林業会館の指定管理期間の終期である令和8年3月31日の翌4月1日付けで建物及び付帯設備を桐生広域森林組合に無償譲渡し、その機能を民間移譲することとなっているため、条例を廃止しようとするものです。

(施行期日：令和8年4月1日)

## 背景・経過

桐生広域林業会館は、桐生広域森林組合を指定管理者として指定し、維持及び管理運営を行ってきましたが、当該施設が林業関係者及び行政団体のみの利用施設であることから、公共施設の延床面積を35年間で45%縮減することを目標とする「桐生市公共施設等総合管理計画」に基づき、縮減対象として検討してきました。

令和7年第1回定例会において、令和8年4月1日付けで建物及び付帯設備を桐生広域森林組合に無償譲渡することについて、ご議決いただいています。

## 参考資料

議案第22号 財産の無償譲渡(桐生広域林業会館)について

(令和7年第1回定例会：令和7年3月17日議決)

## 参考資料

議案第 22 号

財産の無償譲渡(桐生広域林業会館)について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、次のとおり財産を無償で譲渡することについて、議会の議決を求める。

令和 7 年 2 月 20 日提出

桐生市長 荒木 恵司

1 無償譲渡する財産

建物 桐生広域林業会館

所在 桐生市相生町三丁目 560 番地の 5

構造 木造平屋建

2 無償譲渡の相手方

桐生市相生町三丁目 560 番地の 5

桐生広域森林組合

代表理事組合長 村上 利朗

3 無償譲渡日

令和 8 年 4 月 1 日